

令和7年12月12日

指定管理者の指定について（練馬区立光が丘福祉園）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立光が丘福祉園の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都八王子市旭町12番4号 日本生命八王子ビル2階201
社会福祉法人 武蔵野会
理事長 山田貴美

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

令和7年4月9日	第1回指定管理者選定小委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議)
5月21日	令和7年度第1回指定管理者選定委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告)
7月2日	第2回指定管理者選定小委員会 (募集要項の審議)
7月11日	ねりま区報および練馬区ホームページで公募、募集要項配布開始
7月17日	募集説明会（参加団体数1）
7月11日～8月12日	応募書類受付（応募団体数1）
8月20日	経営診断委託
8月29日	第3回指定管理者選定小委員会 (応募団体運営施設の実地調査) (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施) (応募団体の評価、採点)
10月27日	令和7年度第3回指定管理者選定委員会 (応募団体の審査、指定管理者候補の決定)
12月12日	令和7年第四回練馬区議会定例会 (指定管理者指定議案議決)

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、利用者の高齢化や障害の重度化に対応した支援を充実する提案があること、地域住民や関係機関等と連携し、地域に根差した施設運営が今後も期待できること等の理由により、社会福祉法人武蔵野会が練馬区立光が丘福祉園を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容（主な提案の内容、評価した点等）はつきのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

安定性・継続性

支払委託料比率が低く、補助金や委託費のみに頼らない自主運営努力が行われている。

また、資金力、借入金の返済能力、経営の安全性が優れており、長期的に安定した事業活動が可能である。

組織体制

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。

情報セキュリティについて、コンサルタントの助言に基づき、「社会福祉法人武蔵野会情報セキュリティ規程」を整備するなど、法人全体で情報管理の統制に努めている。

労働関係法令に基づき、賃金規程、就業規則等を定め、適正に運用している。

また、理事会・役員会の構成は適正であり、理事会・役員会は定期的に開催されている。

団体の施設運営実績

平成23年から光が丘福祉園の管理運営を行っているほか、区外の同種・同規模施設として、葛飾区にある東堀切くすのき園や白鳥福祉館等の運営をしている。また、区内施設の指定管理者として、大泉町福祉園および光が丘障害者地域生活支援センターを運営しており、安定した施設運営を行う十分な実績がある。

区内事業者か否か

区内事業者ではない。

【提案審査】

施設運営体制

利用者一人ひとりの人権を尊重し、障害が重くても自立した生活ができるよう、職員の支援技術の獲得や意思決定支援の充実を図る提案があり、評価できる。

利用者の地域での生活を支援するため、相談支援事業所や医療機関などの

関係機関と連携し、必要な社会資源を適切に活用できるようバックアップする提案があり、評価できる。

事業の実施状況や課題等を運営協議会で報告し、地域住民や地域内の他機関からの助言を運営に生かすとともに、利用者満足度アンケートの活用、防災や虐待防止等の会議体・委員会の設置等により、サービスの充実や向上を図る提案があり、評価できる。

人材の確保について、法人本部に人材確保を専門的に行う部署の設置や法人ホームページの活用、東京都や民間事業者が主催する採用イベントへの積極的な参加等により、人材確保に取り組む提案があり、評価できる。

利用者等への対応

利用者の権利擁護や合理的配慮の提供等について、支援向上委員会、虐待防止委員会などを常設し、利用者支援の在り方を振り返る機会を確保するとともに、法人の行動規範や倫理規程を周知啓発し、職員の気付きなどを発表する場を設けることで、職員の意識向上を図る提案があり、評価できる。

利用者の家族の急病等の際に、法人が運営する入所施設や短期入所を活用して支援を行うなど、法人のスケールメリットを生かした支援を行う提案があり、評価できる。

施設の維持管理・安全性への配慮

事業継続計画（BCP）に基づいた自然災害、感染症発生時の組織的な対応を行うとともに、福祉避難所を立ち上げるための訓練を定期的に実施する提案があり、評価できる。

施設管理上の不具合や事故等について、毎月の地区会議でヒヤリハット事例などの情報共有を図ることにより、法人が運営する他施設の事例も参考にしながら、問題点の早期発見、共有、解決に努める提案があり、評価できる。

効率的な管理運営

支援職員が利用者支援や記録作成により多くの時間を確保できるようにするため、清掃や洗濯などの間接業務を担う職員を配置するとともに、事務作業等におけるICTの活用を推進する提案があり、評価できる。

法人内の会議や研修をリモートで行うことにより、移動時間や交通費の削減を図る提案があり、評価できる。

施設特性に応じた評価項目

個々の利用者に応じた支援が行えるよう、利用者の意向や生活スキル等の把握、家族との良好な関係作りに努め、高齢化・重度化を踏まえた将来の暮らし方について、利用者や家族へ寄り添った支援を行う提案があり、評価できる。

利用者が社会との関わりや人間関係の広がりを得られるよう、社会参加の支援を重視し、地域にある関係機関との連携を強化する提案があり、評価できる。

施設のインターネット環境を充実することで、タブレット等を活用したコ

ミュニケーション支援を開始するなど、利用者との意思疎通の向上を図る提案があり、評価できる。

利用者や家族のニーズに応じて日中活動後の支援の充実に取り組んでいく提案や、利用者の高齢化や障害の重度化に対応するため、強度行動障害の方や医療的ケアが必要な方等について、研修等を通じて支援力の向上に努め、様々な利用者の受け入れができるよう準備を行う提案があり、評価できる。

地域への貢献

社会福祉法人やボランティア、地域包括支援センター等、光が丘地域の関係者で構成するネットワーク会議に積極的に参加することで、地域課題の把握や解決に向け取り組む提案があり、評価できる。

地元自治会とともに福祉避難所の設営訓練を行うなど、地域との協働を推進する提案や、地域団体が主催することも食堂やパラスポーツ体験会に協力することで、地域の活動に寄与するとともに、障害理解の啓発や利用者の社会参加の促進に取り組む提案があり、評価できる。

別表

指定管理者（社会福祉法人 武蔵野会）選定の審査結果
(練馬区立光が丘福祉園)

1 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準	配点	得点
団体審査	1 安定性・継続性	補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 事業効率の状況 資金力の有無 借入金の返済能力の有無 経営の安全性	5点	4点
	2 組織体制	個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組 情報公開の取組 法令等の遵守（労働関係法令の遵守を含む。）に対する団体の取組	5点	4点
	3 団体の施設運営実績	光が丘福祉園と同種、同規模施設の運営実績 現在、運営している施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
	4 区内事業者か否か	区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる	10点	0点
提案審査	5 施設運営体制	施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 職員に対する教育、研修体制 感染症拡大防止のための取組	30点	24点
	6 利用者等への対応	利用者への公平公正な対応 利用者等の人権の配慮 苦情解決体制 職員の接遇に関する取組	30点	24点
	7 施設の維持管理・安全性への配慮	日常的な点検体制 災害その他緊急時の危機管理体制 管理上の不具合や問題の区への報告体制	20点	16点
	8 効率的な管理運営	効率的な人員配置 再委託の範囲の妥当性 事業計画と収支計画の妥当性 その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 提案金額の妥当性	30点	24点
	9 施設特性に応じた評価項目	障害特性に応じた利用者支援の取組 重度化、高齢化に対応した利用者支援の取組 障害のある方が、地域で暮らし続けるための取組	30点	24点
	10 地域への貢献	区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点	24点
合 計				200点 152点